

火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

1 規則第18条第4項第1号及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、壁面のうちの長辺を含む二面以上に、又は天井面に、次のいずれかに該当する開口部が存する場所であること。

- (1) 常時直接外気に開放されている開口部の面積の合計が、当該床面積の15%以上である場所
- (2) 防火対象物の1階又は避難階の部分に存し、外気に直接面する開口部で、地上から容易に手動操作又は遠隔操作により同時に開放することができるものの面積の合計が、当該床面積の20%以上である場所

2 前項の開口部は、次の各号によること。

- (1) 隣地境界線又は同一敷地内にある他の建築物等の外壁から0.3m以上離れていること。
- (2) 開口部面積の合計の1/2以上は、壁面の天井面から下方2m以内の部分又は天井面部分に設けられたものの面積の合計であること。
- (3) 防火区画が形成される場合にあっては、当該区画毎に判断すること。
- (4) 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とする。